（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

岩手県知事　達増　拓也　様

岩手県賃貸型応急住宅入居申込書

「令和７年岩手県大船渡市における大規模火災に係る岩手県賃貸型応急住宅実施要綱」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実に相違ありません。

【申込者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ふりがな |  | 生　年　月　日 |
| 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 　　　 年　　月　　日 |
| 住　所（避難前の住所） | 〒 |
| 現在の居住地（避難施設等） | 現在の居住地について、下記のいずれか○をしてくだい。　・避難所　・ホテル旅館　・自宅　・親戚、友人宅　・その他（　　　　　　　　　） |
| ※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。 |
| 電話番号 |  |

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・「入居希望物件概要書」（様式第１号の２）のとおりとする。

【入居希望期間】※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期　　間 | 令和　　年　　月　　日から | 　　令和　　年　　月　　日まで（入居日から原則２年。応急修理を利用する場合は、応急修理開始の日から最長６か月） |

【入居予定者】申込者以外の入居予定者について記入してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入居する親族等 | 氏　名 | 性別 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 備　　考(高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など) |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

【被災状況等の確認】　該当する項目に☑を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| １　被災した　住宅の状況 | □　全壊、全焼又は流失した□　住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う□　半壊（大規模半壊、中規模半壊を含む。）し、住み続けることが困難な程度の傷み（※１）や、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない□　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※２）など、長期にわたり（※３）自らの住宅に居住できない□　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が１か月を超えると見込まれる□　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者 |
| ２　資力要件 | 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。□　はい　　　□　いいえ |
| ３　個人情報 | 記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意□　同意する　□　同意しない |
| ４　その他 | １　災害救助法が適用された市町村に、令和７年２月26日時点において在住していた。　　□　はい　　　□　いいえ２　災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。　　□　はい　　　□　いいえ３　災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない。　　□　はい　　　□　いいえ４　既に応急仮設住宅の提供を受けていない。　　□　はい　　　□　いいえ５　申込者及び入居者が暴力団構成員等ではない。□　はい　　　□　いいえ |
| ５　添付書類 | □　岩手県賃貸型応急住宅入居申込書（様式第１号）□　入居希望物件概要書（様式第１号の２）□　同意書（様式第２号）又は　確約書（様式第３号）□　誓約書（様式第４号）□　住民票の写し（原本）（入居予定者全員分　続柄記載あり、マイナンバー記載なし）　　※罹災証明書に被災住家の世帯構成員の記載がない場合□　罹災証明書　※　要綱第６条(2)①～④は申込時、⑤は事後でも可。□　申出書（様式第５号）　※　住家が全壊、全焼又は流失した方以外。□　切替契約に係る同意書（様式第６号）　※　申込者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合 |

　※１　住み続けることが困難な程度の傷みとは、以下のような状態をいう。

　　　ア　土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態

　　　イ　屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態

　　　ウ　住家への浸水等により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態

　　　エ　ア～ウに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合

　※２　雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。

　※３　「長期にわたり」とは、対策に概ね１ヶ月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。

【注意事項】

　・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを岩手県が借り上げ、提供する住宅です。

　・賃料等は岩手県が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。

・賃貸型応急住宅に入居した場合、原則として、他の応急仮設住宅に入居（転居）はできません。